



■2009 年度_決算総括質疑（決算審査特別委員会（第 2 日目）2010.09.30）

【質疑事項】

1. 身の丈にあった財政運営を
 - (1) 市民生活と財政事情
 - (2) 臨時財政対策債の借入れ
 - (3) 事業の精査
 - (4) 基金積み立てとの関係について
2. 政治倫理事務について
3. 絹の道資料館の整備
4. 子どもの貧困へ、暖かいまなざしを送れているか
 - (1) 就学援助費について
 - (2) 給食費未納問題への対応

◎陣内泰子委員 市民自治の会の陣内です。順番が変わりますが、御了承ください。

まず子どもの貧困への温かいまなざしを送れているかということで、就学援助について伺いたします。今、子どもを取り巻く環境の厳しさが顕在化をし、子どもの貧困というのが大変大きな社会問題になっています。そのような認識を持って教育施策が行われてきているのかということのをこの機会に問うていきたいと思っております。

そこでまず決算を見てもみますと、決算での就学援助関連費、これは小学校費において 350 万円の減、中学校費においても 540 万円の減ということで、予算額を下回った金額で決算が終わっているわけです。そこで伺いするわけなんですが、この就学援助の費用というのは実績ということなんですけれども、予算より援助の額が少なくなったということは、つまり、予想をしていたよりも申請者が少なかったということなのかどうか、そのあたりについて伺います。就学援助の認定者の数を 20 年と比較をしてお答えいただきたいと思います。

◎坂倉学校教育部長 就学援助の申請者ですが、昨年度は小中学校あわせて 8,345 名の方の申請がありました。ただし、そのうちの 1,127 名の方が否認定となった結果が今お尋ねの点だと思えます。否認定の主な理由は、世帯所得が基準額を超過したということでございます。

◎陣内泰子委員 今、申請者、そして、否認定の数を聞いたんですけれども、20 年との比較で認定された数はどれぐらいふえたのかお答えください。

◎坂倉学校教育部長 済みません。今ちょっと手元にございませぬ。

◎陣内泰子委員 これはヒアリングのときにもお話、お答えしてくださいというふうに言っておいたんですけども、300名弱ふえているということです。そこはしっかりお答えいただきたいと思います。

それと先ほど否認定者が1,127人いたということです。その理由についてなんですけれども、よく聞こえませんでしたので、もう一度、否認定になった理由について伺います。

◎坂倉学校教育部長 主な理由といたしましては、世帯所得でございませぬけれども、これが基準額を超過したということございませぬ。

◎陣内泰子委員 それでは、そうやって否認定になった人に対してどういう、1,127人もいらっしゃるわけなんですけれども、そういう人たちに対してどのような対応をなされてきたのでしょうか。お答えください。

◎坂倉学校教育部長 世帯所得が超えておりますので、その時点では認定することはできないんですけども、その後、主たる所得者が失業等をいたしますれば、当然また対象となりますので、その辺のところ、再審査がいつでも受けられるというあたりを御案内して、随時受け付けているところでございませぬ。

◎陣内泰子委員 今のように再審査がいつでも受けられるということで対応しているということなんですけれども、年度当初と年度末の変化を、認定者の変化を見てもみますと、要保護世帯においては150人、準要保護世帯においては700人も、この当初と年度末において増加しているわけなんです。こういった年度途中の認定者に対して、やはりそれは困難があるから、このような申請になっているわけですし、何とか対応するべきだと思うんですけども、さまざまな学用品の支給とかそういうものに対しての遡及しての扱い、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

◎坂倉学校教育部長 現時点の制度では遡及しての扱いということできないところございませぬけれども、今お話のありました途中での認定の関係につきましては、年度当初に全児童、生徒に申請書を配布して制度周知しているところございませぬけれども、途中においてもホームページ等で広く周知を図って、申請書を出しやすくするようにしているところで

ございます。

◎陣内泰子委員 今この年度当初と年度末においてすごく認定者の差が大きいということをお話ししましたが、それを細かく見ると、集計によると9月と1月と3月というところで、年4回集計をされているわけですね。その中で9月の申請というのがものすごくふえているわけなんです。でも、学用品とかそういうものの支給に関しては5月1日の認定者でなければ支給をしないという形になっています。今いつでも申請を受け付けるということではありますけれども、学用品の支給に関しては半年後でないと受けられない。そんなような状況もあります。そこら辺についてやはりもう少し温かいまなざしを持って見ていくことが必要なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎坂倉学校教育部長 途中認定であっても、そのときに必要な学用品等があれば、それについては対応できるように今後検討してまいりたいと思います。

◎陣内泰子委員 2009年2月に出された平成20年教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書によれば、昨今の経済事情を考慮すると経済的理由で就学困難になっている児童、生徒に対して学校とも連携して、学用品、給食費などを援助する制度の積極的な周知に努められたいと、学識経験を有するものの総括意見が付されています。さらに、平成20年度の包括外部監査においても、給食費の未納者分析がなされているんですが、その半数近くが経済的困窮が原因となっているわけです。その場合にも就学援助認定のないものが4割となっているわけです。今周知に努めているというお話でありましたが、このあたりに対して、具体的にどのような配慮がなされているのでしょうか。

◎坂倉学校教育部長 制度の周知でございますけれども、先ほど申しあげましたように、年度の途中もホームページや広報等で周知しているところでございます。また、内容ですけれども、書式自体の利便性といいますか、出し方が簡単になるような形、難しくしないような形を図って、それも伝えているところでございます。

◎陣内泰子委員 給食費の未納に関しては、平成19年にこの報告があったわけですが、19年、20年、21年、現年の給食費未納者の数は変わっていないんですね。適正な指導が本当になされているのかどうか心配ですので、きちんとそこは精査をしながら適切な援助への手を差し伸べていただきたいと思っております。

そして、就学援助の認定基準です。先ほど1,127人の方が収入の限度の中で否認定になったということです。このことに関しては何度も基準を広げるようにということを私も求めましたし、議会でも何度も出ております。それに対し、当時の学校教育部長は今の生活保護の

1.1 倍の所得、これが適切と考えるけれども、今後の動向を見て判断していきたい。また、教育長は 22 年 3 月、予算審議の中、井上睦子議員の代表質疑に次のようにお答えになっているわけです。就学援助の基準について、私も十分であるというふうには思っていない。国分寺や小金井では高いところもあるけれども、ほかの市に比較して劣っているとは思っていないけれども、やはり財政上いたし方ないと判断している。予算増したいところではあるが、見送らざるを得なかったというところがございます。今後も必要な人が制度をできるように周知に努めるとともに、社会情勢を見ながら適切な基準を検討してまいりたい、こういうふうに教育長はおっしゃっているわけですが、今後のこの認定の基準の見直しについてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

◎坂倉学校教育部長 私どもの方では、ことしの行政評価報告書の中で、認定基準の生活保護世帯の 1.1 倍は妥当であるというふうに評価しているところでございます。この理由につきまして、近隣自治体の比較などからそういうような判断をしたところでございますけれども、今後につきましては、昨今の社会経済情勢を踏まえた中で、認定基準の見直しについて慎重に検討してまいりたいと思うところでございます。

◎陣内泰子委員 最後に、今、行政評価の中で本当に 1.1 で妥当ということ、そして、その優先順位が下から 2 番目なんですよね。私はとてもこれは優しい教育、本当に子どもたちの希望を奪ってしまいかねないような今の教育施策になっていると思うんですね。やはり教育長の思いもあるということをしつかり教育委員会一丸となってこの基準の見直しにすぐに着手していただきたいと思うんですけれども、改めて教育長、この点についてお答えいただいて終わりたいと思います。

◎石川教育長 前回、私の答弁したことを復唱していただきましたけれども、今も全くそれと同じような状況にありますので、事情が変わっていけば考えるということで現状はとにかく今はもう我慢のときだというふうに思っております。